

マンション・アパート・ミニ開発行為等に係るごみ集積所設置指導

マンション・アパート・ミニ開発（集合住宅開発）等において、事前に中津市清掃課管理係の指導の下、集積所の設置箇所及び集積ボックスの規格等を決定し、別紙「新規集積所設置箇所申請書」及び「集積ボックス規格申請書」を提出してください。

当課と協議及び「新規集積所設置箇所申請書」・「集積ボックス規格申請書」を提出いただけない場合は、収集を行いません。

（ごみ収集完了までの手順）

① 清掃課にて協議

（建築図面・建設図面・計画図面等で建築物周辺道路状況が記載されたものを持参してください。）

※回収ルート、道路状況等を参考の上、決定します。

※私有地内への収集車の乗り入れは、一切行いません。

② 「新規集積所設置箇所」・「収集ボックス規格申請書」を清掃課へ提出。

③ 現地確認

（建築代表者と清掃課担当にて立会いの上、現地確認します。）

④ 設置承認及び建設、設置

「新規集積所設置箇所」・「集積ボックス規格申請書」に基づき、ごみ集積所の設置を承認します。承認に基づき建設設定をしてください。

※設置後、清掃課にて現地確認をします。

⑤ 「アパート・マンション・集合住宅等のごみ収集承認願」を提出

※オーナー又は管理される業者の方は、住宅の建設が完了し、収集が開始される15日前までに申請書を提出してください。

⑥ ごみ収集開始

中津市清掃課

中津市大字蛸瀬1366番地3

TEL 0979-24-5374